(平成31年3月31日現在)

	業種主たけ施設区分	特定事業場(水濁法第5条第1項又は第2項の届出を要するもの)							
水濁法施行 令別表第1 の特定施設 番号		- 日当たり の平均排 水量50m ³ 以上の事 業場	うち、有害 物質使用 特定事業 場	うち、地下 浸透をして いる事業場	- 日当たり の平均排 水量50m ³ 未満の事 業場	うち、有害 物質使用 特定事業 場	うち、地下 浸透をして いる事業場	第5条第3 項有害物 質使用特 定事業場	合計
102	畜産農業又はサービス業の用に供する施 設				20				20
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1			10				11
3	水産食料品製造業の用に供する施設				10				10
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製 造業の用に供する施設				9				9
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸 ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に 供する施設				2				2
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業 の用に供する粗製あんの沈でんそう	1			2				3
10	飲料製造業の用に供する施設	2			5				7
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の 用に供する施設				6				6
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設				3				3
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮 施設				26				26
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設				4				4
23の2	新聞業, 出版業, 印刷業又は製版業の用 に供する施設				44	5			44
27	25·26 [※] 以外の無機化学工業製品製造業				2				2
47	医療品製造業の用に供する施設				1				1
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)の用に 供する施設	1							1
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	1			1				2
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供 する施設				4				4
54	セメント製品製造業の用に供する施設				4				4
55	生コンクリート製造業の用に供するバッ チャープラント				18				18
59	砕石業の用に供する施設				1				1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1			2				3
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	1						1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武 器製造業を含む)の用に供する施設				1	1			1
63 <i>0</i> 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃 ガス洗浄施設	1							1
64の2	水道施設のうち浄水施設(能力1万m ³ /日 以上)	5							5
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	1		18	4			19
66	電気めっき施設				5	5			5

※25 水銀電解法によるか性ソーダまたはか性カリの製造業の用に供する施設※26 無機顔料製造業の用に供する施設

資料-211 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数等(2)

(平成31年3月31日現在)

		特定事業場(水濁法第5条第1項又は第2項の届出を要するもの)						第5条等で	
水濁法施行 令別表第1 の特定施設 番号	業種主たけ施設区分	ー日当たり の平均排 うち、有害			一日当たり の平均排	70, 60		第5条第3 項 有害物質	合計
		水量50m ³ 以上の事 業場	物質使用 特定事業 場	うち、地下 浸透をして いる事業場	水量50m ³ 未満の事 業場	物質使用 特定事業 場	うち、地下 浸透をして いる事業場	使用特定 事業場	
66の3	旅館業の用に供する施設	21			60				81
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設(学 校給食法第6条に規定する施設)				5				5
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する ちゅう房施設				10				10
66Ø6	飲食店(次号及び第66号の8を除く)に設置されるちゅう房施設	1			24				25
66 の 7	通常主食と認められる食事を提供しない 飲食店に設置されるちゅう房施設				1				1
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	4			65	1			69
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム 現像洗浄施設				44	5			44
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	2			8	5			10
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する 解体施設				1				1
69の2	中央卸売市場に設置されている施設で水 産物に係るもの				1				1
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施 設	1			18				19
71	自動式車両洗浄施設				383				383
71の2	科学技術に関する研究, 試験, 検査等の 用に供する施設				91	38			91
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設				3				3
71の4	産業廃棄物処理施設				8				8
72	し尿処理施設(501人槽以上)	15							15
73	下水道終末処理施設	5							5
74	特定事業場から排出される水の処理施設				2				2
特定事業場小計(第5条第1項又は第2項)		64	2		922	64			986
特定事業	場小計(第5条第3項有害物質使用)							29	29
	合 計	64	2		922	64		29	1015

資料-211 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数等(3)

(平成31年3月31日現在)

有害物質貯蔵指定事業場									
平均排水量50㎡/日 以上の事業場数	平均排水量50㎡/日 未満の事業場数	第5条第3 項有害物 質使用特 定事業場	うち 有害物質 貯蔵指定 施設のみ						
3	8	1	1						
合計									
13									

資料-212 宮城県公害防止条例の汚水等に係る特定施設設置の届出状況

(平成31年3月31日現在)

番号	施設の種類	規模又は能力	事業場数
ш 7	ルロスマン「主人只	が(大人)6 配力	子 不勿奴
1	水産物卸売市場の洗浄施設(陸揚げ地に開設されたものに限 る)		0
2	集団給食施設(水質汚濁防止法の特定施設に該当する場合を 除く)	給食能力が継続的に1回10 0食以上又は1日250食以上	35
3	ガソリンスタンド営業又は自動車整備業の用に供する洗浄施設		171
4	廃油の再生の用に供する原料処理施設		1
5	公衆浴場業の用に供する洗場施設		13
6	ごみ処理施設	処理能力が1時間当り200kg 以上	0
7	動物園	成畜の飼養能力が30頭以上	1
8	病院の廃液の処理施設(有害物質又はフェノール含有物を取り 扱うものに限る)		1
9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設(灯油その他の油類を 使用するものに限る)		0
	合 計		222

資料-213 ゴルフ場農薬に係る排水調査結果

農薬名	調査 ゴルフ場数	調査検体数	検出 検体数	最高検出値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	水産指針値 (μg/L)	指針超過
アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	4	4	0	5未満	10000	90000	0
アセタミプリド	4	4	0	2未満	1800	25	0
アゾキシストロビン	4	4	0	5未満	4700	280	0
イプロジオン	4	4	0	2未満	3000	1800	0
イミダクロプリド	4	4	0	2未満	1500	19	0
イミノクタジン酢酸塩及び イミノクタジンアルベシル酸塩	4	4	0	1未満	60	27	0
エトキシスルフロン	4	4	0	2未満	1400	3000	0
クロチアニジン	4	4	1	3	2500	28	0
シアゾファミド	4	4	0	2未満	4500	88	0
シクロスルファムロン	4	4	0	2未満	800	35	0
ジフェノコナゾール	4	4	0	2未満	250	750	0
シプロコナゾール	4	4	0	2未満	300	20000	0
シメコナゾール	4	4	0	2未満	220	14000	0
ダイアジノン	4	4	0	0.5未満	50	0.77	0
チアメトキサム	4	4	1	4	470	35	0
チウラム又はチラム	4	4	0	5未満	200	100	0
チオジカルブ	4	4	0	5未満	800	27	0
チフルザミド	4	4	0	2未満	370	1400	0
テトラコナゾール	4	4	0	2未満	100	2800	0
テブコナゾール	4	4	0	2未満	770	2600	0
テブフェノジド	4	4	0	2未満	420	830	0
トリクロピル	4	4	0	5未満	60	未審議	0
プロピコナゾール	4	4	0	1未満	500	5600	0
プロピザミド	4	4	0	1未満	500	4700	0
ペンディメタリン	4	4	0	1未満	3100	140	0
ボスカリド	4	4	0	2未満	1100	5000	0
メコプロップカリウム塩又はMCPPカリウム塩、 メコプロップジメチルアミン塩又はMCPPジメチル アミン塩、メコプロップPイソプロピルアミン塩及び メコプロップPカリウム塩	4	4	0	5未満	470	81000	0
メタラキシル及びメタラキシルM	4	4	0	1未満	580	95000	0

(注) この表において「検出」とは定量下限値以上であることを示す。

調査日:平成30年8月16日